

「日本学術会議任命拒否問題について」

久保 亨(くぼ とおる)
日本の歴史学者
日本学術会議 元会員
信州大学人文学部特任教授



1. 学術会議問題とは何か

昨年の秋、学術会議が推薦した 105 人の会員候補の内、6 人の任命を菅首相が拒否した問題は、菅内閣の危険性を発足早々露わにした暴挙でした。3点、指摘しておきます。

まず第1に、学問のあり方に対する無理解です。学問の発展にとっては様々な見方や学説が自由に議論されることが不可欠の条件です。ですから日本国憲法でも学問の自由を保障している(第 23 条)のであって、もし政府の意向に従う研究者だけが尊重されるようになれば、学問の発展は大きく妨げられます。学術会議は、福島原発事故や軍事研究をめぐる問題についても、学者の立場から積極的に発言してきました。そうした発言を、政府の見解に反するといつて封じ込めようとするれば、学問研究の発展を妨げるだけではなく、結局、国民全体に不幸をもたらします。専門家の意見を聞かずに「Go to」キャンペーンを続け、ついにウイルス感染の急拡大を招いた愚挙と、まさにつながるものです。

第2に、菅首相による会員候補任命拒否は、学術会議法と日本国憲法に反する行為です。学術会議法は、その第 7 条と第 17 条で、学術会議自身が会員推薦者名簿を作成し、それに基づいて首相が会員を任命するという制度を簡潔明瞭に定めています。特別の任命方法が規定さ

れたのは、学問の自由を重んじたからであり、それは、学術会議法改正が 1983 年に国会で審議された際、与野党で合意されています。これが、公務員の選定と罷免を国民固有の権利と定めた憲法第 15 条の学術会議版というわけです。違法行為と批判され窮地に立った菅首相は、「会員候補を全て任命する義務はない」との無理な法解釈を示し、逃げようとしてました。しかし新たな法解釈は、2018 年に、内閣法制局と学術会議事務局とのやりとりの中でまとめられたものに過ぎず、学術会議の会員にも示されておらず、むろん国会で承認されたものではありません。



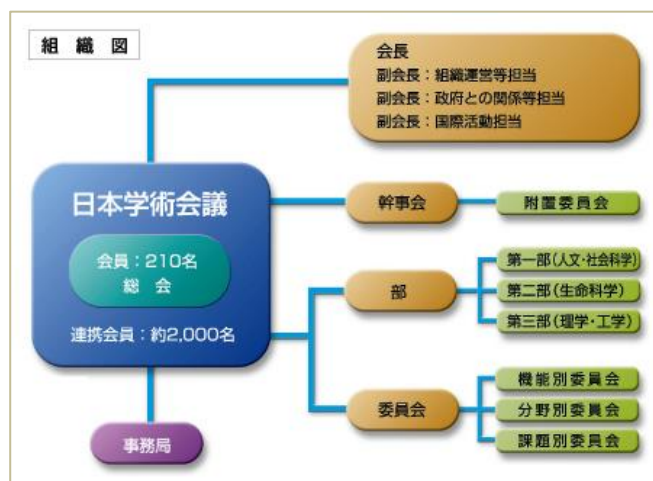
信濃毎日新聞より

暴挙である第3点は、虚偽を言い立て説明責任を放棄していることです。当初、菅首相は、多様性の確保を任命拒否の理由に挙げました。しかし、学術会議が、女性会員や私学教員の増加に努め、企業人や若手の参加にも工夫をこらしてきたことが明らかになると、そうした経緯に言及せず、「人事に関わることなので理由は言わない」と説明を放棄するようになっていきます。菅内閣は、嘘ばかりのフェイクニュースを流し続け、ついに国民の信任を失ったトランプ前大統領と同じ道をたどるでしょう。

2. 学術会議問題の歴史的な意味

学問の自由が失われると、言論・出版の自由や思想・信教の自由も失われ、さまざまな国民の権利が踏みにじられ、軍国主義の台頭を招くことが、戦前の歴史を例に指摘されています。その通りです。

もう一つ大切なのは、学術会議が1949年に創設された歴史的な背景を理解することです。戦後日本を平和国家として再建するために新憲法が制定され、さまざまな努力が払われました。学問研究の分野では、戦争に学問が動員されたことを反省し、「わが国の平和的復興、人類社会の福祉に貢献し、世界の学界と提携して学術の進歩に寄与することを使命とし、ここに設立される」との格調高い前文を掲げ、日本学術会議法が制定されました。



日本学術会議ホームページより
 ※会員定数は210名だが、現在は任命拒否で実数は204人になっている。

この格調高い前文を掲げ、日本学術会議法が制定されました。ただし、この学術会議法前文の精神が、全ての日本国民によって理解され、共有されてきたとはいえないでしょう。2020年に菅内閣の暴挙によって発生した事態を、むしろ好機と捉え、学術会議の存在意義を多くの国民の共通理解にしていくならば、それはまさに「禍を転じて福となす」ことになるに違いありません。